

産業廃棄物処理業におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	9～ 10	ごみを収集中に、左手に持っていたごみと共に左手を回転板に巻き込まれ、回転板を逆転させ手を引き抜いた。	43	50 ～ 99
1	22～ 23	廃棄物焼却炉プッシャー格納庫の外で点検作業終了後の動作確認中、プッシャー下部のローラー付近に点検中に使っていた投光器を取り外していないことに気づき、格納庫内に入り投光器を取ろうとしたが取れず、そのまま後ろから来たローラーと格納庫のフレームとして使われているH鋼に腕を挟まれた。	20	30 ～ 49
1	8～9	当社構内にて、木くず破砕機のスクリーン（鉄製の網のようなもの、重さ約80kg）の交換作業をしていたところ、スクリーンをセットする際に、誤って右足を挟んでしまい負傷した。	57	10 ～ 29
1	10～ 11	被災者が、作業所に於いて、粉砕機のモーターのベルト5本中1本のはずれに気付き停止させたが、完全に停止するのを待たず、大丈夫だと思い手が触れた瞬間に巻き込まれそうになり、すぐ手を抜いたが誤って右手人差し指・薬指の先を負傷した。	53	—
1	18～ 19	当社の複合処理施設（キルン）にて、入口フードスクレバー（コンベア）が過負荷により警報が作動し、機械が停止したことにより、作業員2名で対応処置を行い、最終点検のため再稼働させた後、上部の点検口（430×345）を目視確認のため、作業通路より約2.1m上部の作業ステージに上がり、見えにくいため、点検口横の減速機に腰を掛け目視しようと移動中に、足元が滑り、誤って開放された点検口に右足が入り、踵部、つま先部を負傷した。	35	50 ～ 99

1	14~15	弊社の破碎ラインで作業中、ドラム式磁選機の駆動チェーンに金属片が引っかかっているのを見つけ、それを取り除こうと左手で金属片を掴んだ際に巻き込まれてしまい、左手甲から薬指周辺を負傷した。	34	10 ～ 29
2	17~18	工場内で集塵機のフィルターをエアブロー清掃している時、後方のコンテナの後輪にエアホースが引っ掛かり、人力では外せないで重機コンテナを前に押して外そうとした時に、手で取ろうとして後輪に接触し負傷した。	48	10 ～ 29
2	15~16	回収先事業所で、段ボールの改修作業中にパッカー車巻き込み口にダンボールが挟まったため、押し込もうと手を差し出したところ、右手が挟まり、巻き込まれた。右手甲の皮がはがれ、3本の骨折をし腱の断裂となった。	42	—
2	11~12	当社工場内にて、2tクレーン車荷台から廃棄物を下ろす作業にて、手作業で荷台から廃棄物を下ろし終え、車体に右手を添えていた時に、同僚が気付かずにパワーゲートを閉めるスイッチを押してしまい、車体とパワーゲートに右手を挟まれ負傷しものである。	70	—
2	8~9	廃棄物の分別作業をしていたところ廃棄物を移動させていた油圧ショベル（ユンボ）のキャタピラー部分に接触して負傷した。	57	1～ 9
2	18~19	ニブラ場にてブロアモーターの入ったフレキシブルコンテナ袋にある程度モーターが溜まってきたので、折り曲げてある投入口を手で伸ばそうとしたところ、取っ手が底の方にずれていたため、モーターの重量で手での作業が困難と判断し、ニブラを使用して取っ手を引き上げようとした。その際、確認不足のため、補助作業員の右手親指を一緒に掴んでしまい災害が発生した。	21	10 ～ 29
3	11~12	敷地内でパッカー車でゴミ巻き込み作業中、回転板を止めないで左手でゴミを入れていて、左手が残っている状態で右手でゴミを拾い、気をとられているうちに左手が巻き込まれ、慌てて引っ張り出そうとした際、板に腕時計が引っかかり、左手の手の甲の皮がはがれ負傷した。	57	100 ～ 299
3	8~9	ホテルの地下ダンボール集積場で、パッカー車にてダンボール回収をしていたところ、パッカー車の回転板とダンボールの間に軍手が挟まり一緒に巻き込まれ怪我をした。	42	30 ～ 49

3	9~10	ごみ集積所で普段は2名で積み込みをするが、積み荷がいっぱいになってきたので、この集積所の物を積んで荷卸しに行く予定であり、運転手も積み込みを手伝っていた。袋を塵芥車へ押し込んでいた際、手伝っていた運転手が死角となり、気づかずに加害者が操作ボタンを押したため、指を巻き込まれた。	67	1~ 9
3	10~11	整備のため破碎機の電源を切って油を注入しようとしたところ、自らがバランスを崩して左をついた所が、完全に止まっていない破碎機のVベルトであったため左手を巻き込まれて、手の指・手の甲・前腕の計5箇所を骨折した。	29	1~ 9
3	9~10	回収先の事業場（広い場所）でパワーゲート付の4tトラックにて、産業廃棄物の回収作業を行っていた際、積込時に右手で荷を支え、左手でパワーゲートのスイッチを操作中、左手の親指がパワーゲートのレールの中に入っていた事に気付かず、パワーゲートを上昇させ、パワーゲートの支柱に左手親指が挟まってしまい、爪から先の部分を切断した（手袋着用）。不安全または有害な状態及び環境は無かった。スイッチには長いコードが付いており、柱に手を掛けて操作をする必要はない。	49	10 ~ 29
3	16~17	工場内で、フォークリフトの爪に集荷缶を乗せて、缶と建物の洗浄を行っていた。集荷缶の洗浄を先に終えて建物の壁を洗っていたところ、リフトの爪から缶が滑り、建物の壁と缶の間に挟まり、胸から下を圧迫された状態となった。	48	100 ~ 299
4	8~9	社内選別場で、4tユニック車により産廃用の鉄カゴ（150×150×130cm）を置いたとき、横に置いてあった産廃用の鉄カゴ（150×150×130cm）に左手の人差し指を挟んで負傷した。	48	1~ 9
4	8~9	廃棄物処理工場内の圧縮機で圧縮作業中、圧縮機のアームが出てきた際、破碎済みビニールがあったため取り除こうとしたところ、機械に手袋が引っ掛かりそのまま行かれ、右手首関節を不全切断した。	37	1~ 9
4	18~ 19	当社工場内において、4tユニック車に積んだ単管パイプ（4m：40本）、金属製足場板20枚及び給湯器を降ろす作業を始めた。被災者がフォークリフトで足場板を吊り上げたとき、フォークリフトの爪が単管にふれて単管が斜めにずり落ちそうなり、被災者は単管に手を伸ばし止めようとして、単管と単管の隙間に左手を挟んだ。	64	30 ~ 49

4	9～ 10	パッカー車の清掃作業中にパッカー車ゲート内に右手を入れたまま起動スイッチを入れてしまい、ドラムが廻り右手薬指を巻き込み負傷した。	47	10 ～ 29
5	9～ 10	会社の敷地内の土置き場で鉄板を積込む作業をしていた時、鉄板と車両（ダンプ）の間に右足が挟まれた。	45	30 ～ 49
5	17～ 18	残土搬出の業務中、残土捨場にて残土を降ろし、ダンプ後方の荷台の閉まり具合を見に行ったところ、荷台とアオリの間に小石が挟まっており、小石を外そうとして右手でアオリと荷台のロック受けをつかみ小石を外した時、同時にアオリが閉まり右手小指が挟まり骨折した。	52	50 ～ 99
5	14～ 15	顧客先において6tパッカー車で廃棄物（廃プラロール）を回収中、投入した廃棄物がホッパー内から飛び出して来たため、それを制止しようと右手を出したところ、右手をロールと回転板に挟まれてしまい、痛みと焦りで動揺してしまい、緊急停止装置を使わずに咄嗟に右手を引き抜いてしまった。	32	10 ～ 29
5	19～ 20	ベルトコンベアに資材を投入作業中、異音がしたためコンベアを停止して、詰まったゴミを取り除こうとしたが取れなかった。諦めて、スイッチを入れて作業を再開したところゴミが自然に出て来たのでそのゴミを手で取ろうとしたとき、一瞬のうちに身体が持って行かれた。その際、非常停止ボタンを押せず、無理やり身体を引き抜いて損傷した。	54	100 ～ 299
5	13～ 14	荷下ろし先にて、大型車から木箱の荷物を下ろす作業中、木箱が後ろのアオリに引っ掛かってしまっていた為に、木箱を外そうと重機にて木箱を上げて、その間にアオリを開けようとした際にアオリが勢いよく開いてしまい、左手を挟んで薬指・小指・甲を強打した。	29	10 ～ 29
5	22～ 23	第2工場焼却炉の灰送り出し用5m350mm幅コンベアのテールローラー部を、長さ約30cmのスクレーパーを右手に持ちしゃがんだ状態で清掃作業している時、誤ってローラーにスクレーパーを巻き込ませ、右手肘部分まで巻き込まれた。	30	30 ～ 49
		工場内における荷物の引取り作業中、引取りの鉄板（300×500）をバッキン（引		

5	14～ 15	取り等)に移すために、フォークリフトを使用し、移し替えの作業を行っていた。 その際にバックカンが車輪付きの為、バックカンが動かない様に右手でバックカンを掴んでいたところ、鉄板が滑ってきてバックカンと鉄板の間に右手の薬指・小指・中指が挟まれ骨折した。	27	50 ～ 99
5	11～ 12	産廃処分場内にて場内片付け中、杭木を手で持ち上げようとしたが、持ち上げらずに手を放した際に左手中指を枕木と地面の間で挟んでしまった。	50	50 ～ 99
6	11～ 12	手選別エリアで搬送コンベアの異物除去作業中に、コンベアのローラーに右手を巻き込まれてしまい受傷した。	35	10 ～ 29
6	7～8	当社資源物処理センター内にて、回収してきたペットボトルをパッカー車から降ろす作業中、作業終了後にホッパー（後部扉）を閉じている途中で、ペットボトルが内部で引っ掛かっていたため一度停止させ、1人が荷台へ入ったが、ドライバー（開閉スイッチ担当）との意思疎通が上手くとれていなかったことによりホッパーが動き出し、体が挟まれて右脇腹を負傷してしまった。	42	—
6	16～ 17	第2工場で、ペットボトルを破砕する機械でベルトコンベアのローラーの部分にペットボトルが挟まってしまい、普段なら機械を止めて棒で取り除くのだが、挟まった部分が少しだけだった為、すぐに取り除けると思い、機械を止めないまま右手で引っ張ろうとしたところ、ローラーとベルトの間に右手から腕にかけて巻き込まれた。助けを求める声を聞いて、他の者が機械を止めた。	43	30 ～ 49
6	14～ 15	機密書類溶接処理工場で溶かした書類の水分を切る作業中、スクリュープレスのメッシュフランジに穴が開いた為、穴から紙料がはみ出ているのを発見した。その際、素手で穴の大きさを確認しようとし、穴に吸い込まれる形で切断した。	29	10 ～ 29
6	11～ 12	工場内で、石膏ボードを破砕する作業をしている時、石膏破砕機の投入ホッパー直下のベルトコンベアの下に石膏粉がこぼれ、それをコンベア上に戻そうとしたところ、右手がベルトコンベアに巻き込まれた。巻き込まれた右手前腕をローラーから引き抜く時、右脇にも怪我を負った。	48	10 ～ 29
		会社倉庫内で、自動古畳切断機を使用して畳を切断中に、切断機では切れなかった		100

6	14~ 15	糸等をカッターナイフで切っていたところ、切断機の刃を動かすための回転しているシャフトに指が巻き込まれた。	57	~ 299
7	14~15	当社施設内の廃棄物処理施設にて、横型スライドゲート（廃棄物を投入する際に開く鉄製の扉、1,000mm×1,500mm×30mm、重さ約150kg）の交換作業中2点でフックをかけてレバールックで持ち上げ、交換した鉄板を下に置いた時、鉄板がうまくかみ合わなかったため現認者に右端を支えてもらいながら、鉄板がずれないように微調整していた際、四方の一角が外れたので足で鉄板を踏みながら、はめようとした時、下の鉄板が急に上がってしまい、上の鉄板と下の鉄板との間にはさまれる姿勢となり、腰部を圧迫される状態となり、負傷した。	38	50 ~ 99
7	16~17	工場内においてコンベアーの清掃作業を行う際に詰まったタイヤチップを除去しようとして手を出したところ左手の手袋が巻き込まれてしまいそうになり慌てて引っ込めようとしたが左手親指と付け根あたりを負傷してしまったものである。	45	30 ~ 49
7	7~8	工場内の圧縮梱包機周辺で飛散した廃プラスチックのゴミをエアーガンで清掃していたところ、機械の下に潜り込み機械の可動部まで進入してしまい、自動運転で動き出したフィルム梱包機の回転運動に被災者の頭部が挟まれてしまい負傷してしまった。	28	100 ~ 299
7	10~11	清掃センター内で、荷おろし作業の際、中を確認したところ、まだ荷があったため、取ろうとしたところ、運転手が気付かず、テールゲートをおろしてしまい、挟まれ負傷した。	62	1~ 9
7	13~14	構内で停車中、同僚にヘルメットを借用するため、車から降りる際、自車のサイドブレーキを引いていない事で車輛が前進し、制止するために前方停止車輛と自車の間に入り車輛を押さえたが自車に挟まれた。	50	10 ~ 29
7	9~10	当社工場内で、1個20kg近くあるサーバーを2個同時にパレットから作業台へ移す際に、フックに指を挟んだまま台へ下したところ。右手薬指だけに重量がかかり骨折した。	65	10 ~ 29
7	9~10	各ご家庭から出された可燃ごみ回収のため、ごみ収集車で巡回し回収作業をしていた。ごみステーションでごみ袋を収集車に投入していたところ、手袋が落ちてし	52	50 ~

		まい、それを取ろうと右手を伸ばしたところ巻き込み板に手首を挟まれてしまい負傷した。		99
7	14~15	倉庫内で非鉄と鉄を分別する作業中に、ダブリングで非鉄が回転したため、押さえた時に挟まれて負傷した。	67	1~9
7	12~13	作業場内にて（相手方）が重機操作で廃棄物をフレコン袋に詰め込む作業をしている時（被災者）はフレコン袋から廃棄物がはみ出ているのに気付き、左手でフレコン袋の中へ押し込んでいた。（相手方）は（被災者）の作業がフレコン袋に詰まった廃棄物が死角になり見えず、十分に確認をしなかったためそのまま重機の爪をフレコン袋に差し込み（被災者）の左手を挟んでしまった。	47	10~29
7	10~11	剪定枝を車両に入れる作業中に、車両から飛び出した剪定枝の束が左手第4指に当たり、その勢いで投入口の鉄製の部分に挟み、負傷した。	35	100~299
7	18~19	当社（原料製造第3工場）内にて、製品の搬送設備であるベルトコンベア（スクレーパー型）にプラスチック部品が引っ掛かったので、開口部の蓋をあけ取り除こうとしたとき、スクレーパーとコンベア本体部分に右手人差し指・薬指・小指を挟まれ負傷した。電源を切らないまま、見通しの悪い開口部分に手を入れてしまった。	18	100~299
7	9~10	被災者が、会社の場内において、重機（マグネット機械）を整備していた際、近くで同僚の従業員が散水車（4t）に水を入れていた。その際、散水車の停止場所が少し下り坂になっていたためか、水の重みで自然と車がバックをし始めた。同僚従業員は慌ててブレーキを踏んだが、エアブレーキのためか直ぐにはブレーキが効かず、被災者が重機と散水車の間に挟まれ負傷した。	59	10~29
7	13~14	場内で選別作業中、バックしてきたリフトに気づかず、右足を轢かれた。	63	30~49
7	14~15	敷地内において、被災労働者が袋詰めされたものを動かすときに、別の労働者が、合図を確認せずにユンボを動かし、右手示指を挟んで負傷した。	65	1~9

9	11～ 12	集積車の排出板に付着したゴミを竹ほうきで清掃していたところ、集積車の運転手がその作業に気づかずにゲートを下す操作をしてしまい、右腕が挟まってしまい負傷した。	54	100～ 299
9	15～ 16	当社工場にて、ペットボトルの選別作業中パレットの準備作業をしていたところ、同僚の運転するフォークリフトが圧縮したペットボトルを積んだパレットを2段に重ねようと荷を上げ前進しつつ右へ旋回したところ、誤ってフォークリフト左後方にいた被災者の左足を轢いてしまい負傷した。	56	1～ 9
9	8～9	工場内に於いて、シャーリングで切断作業をしている時、機械を止めたつもりが、止まっていないのに不注意で手を入れてしまった。	36	1～ 9
10	9～ 10	40フィートの海上コンテナよりフレコンバックデバン作業中に40フィートと8m3の間に足が挟まり負傷した。	38	30～ 49
10	16～ 17	搬入作業後、コンテナを閉める際、コンテナの取っ手に右中指が引っ掛かり、捻った感じで骨折した。	35	50～ 99
10	13～ 14	給油所にて分離槽清掃中、グレーチング10m分の長さの溝を清掃するため、グレーチングを右手で持ち上げて左へスライドさせた時、指がグレーチングの溝に入ったまま右手薬指を挟んで、右手薬指先端を骨折した。	52	10～ 29
10	9～ 10	建設現場の廃棄物を自社のトラックの荷台に積み込んで、開いている状態の荷台の扉に引っかかっている木材を荷台に押し込んでいたところ、扉が閉まって頭部が挟まれた。ドアキャッチは取り付けていたが、扉の位置の固定が不十分だった。	67	1～ 9
11	12～ 13	町道で、当社の作業員が車両横転し積んでいたコンクリート殻が道路に散乱した。その片付け作業中にコンクリート殻に右薬指を挟み負傷した。	34	10～ 29
11	15～ 16	休憩に入る時、機械の装置ベルトコンベヤーの電源を全部OFFにしていた。被災者が休憩中、ベルトコンベヤーのスイッチをONにし、一人で作業していた。通常は1mの長さのヘラでベルトコンベヤーの軸に付いた、アスファルトの粉を取り除く	54	1～ 9

		のに対し、木のコッパで掃除をし、手袋がベルトコンベヤーに巻き込まれ、腕が挟まった。		
11	15～16	トラック積荷の荷卸し中、荷台上でフォークリフトオペレーターの誘導を行っていた。トラック左側より荷卸しをしており、荷台右側に積載してある製品を左側より取り卸し出来るよう左側へずらそうとした。製品金枠の下部を両手で掴み引っ張ろうとしたが、掴み損ねてしまい、勢い余って2～3歩後ずさり、左足をつこうとしたところ荷台を踏み外し、転がるように落下した。その際に左手の平をついた為、左橈骨が骨折し、その後肘をついた為、打撲した。	71	10～29
11	13～14	廃棄物の処分場で、移動式クレーン車でフレコンに入った木屑を車両の右側に荷降し中、作業員より車両の後方左側へ降ろすよう指示を受け、クレーンで吊っていた荷を見ないまま右旋回操作を行い移動させた際に、吊り荷が自身の背中に当たり吊り荷と車両の間に体と右腕を押され挟まれた。	43	100～299
11	17～18	RPF（固形燃料）製作時に安定供給の原料が無くなり、成形機を停止した。その時に排出ベルトコンベアーの異音に気付いてローラーを手で触れた際に、ベルトコンベアーに左腕を巻き込まれて負傷した。	42	30～49
12	15～16	お客様構内にて、パッカー車でゴミ回収をしている際、雪で足が滑り、転びそうになって、反射的に手をついた所がゴミの投入口で、巻き込み板に挟まれてしまい、左手を負傷した。	52	30～49
12	13～14	当社第一工場入口付近で、廃棄物収納ボックスをトラックから降ろす作業中に、ボックスを持ち上げたフォークリフトが何らかの原因ではずれ、ボックスとトラックの床に左手が挟まれ、指3本を骨折した。	39	10～29
12	14～15	構内作業場の不燃物の選別ラインで、ピットに不燃物を落とす最後のベルトコンベアの先端で、ごみが詰まったため、ごみを取り除く作業をしていた。コンベアの突っ張り棒の後ろからごみを取り除こうとしたところ、コンベアに左手（皮手と軍手を装着）を巻き込まれたものである。	22	30～49
12	11～12	B3Fにおいて、パッカー車に廃棄用段ボールを積み込み作業中、誤って手で段ボールを押し込んだところ、作業手袋が段ボールと段ボールの間にはさまれ負傷した。	50	10～29

12	16~17	当社車庫作業所にて、作業場の後片付けをしていた。荷物を50cm程バックホーにより横移動し、荷物にかけたワイヤーを外したとき、ワイヤーに手を挟み、左手中指を負傷した。	47	10 ～ 29
12	10~11	小型破碎ごみ分別作業後、ショベルローダーで金属ごみの排出作業をしようとしていたとき、ショベルローダーのバケット上部に乗っていた小型破碎ごみを取り除こうと、一時運転を停止して小型破碎ごみを取り除いた。再度運転を開始したとき、壁面を保護するためのコンパネ板の端の部分に手を添えていたため、壁面とショベルローダーのバケット上部との間に、左手人差し指第1関節と中指第1関節を挟まれて負傷した。	59	1～ 9
12	11~12	吸引車のホース取り替え作業中に、同僚がホースの巻き取りを行っていたところ、右足がホースに挟まり負傷した。	44	10 ～ 29

出典： https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html